

第5期京都市民長寿すこやかプラン（案）中間報告に係る市民説明会の
実施結果について

1 実施日時 平成23年12月8日（木）午後2時～4時

2 会場 ひと・まち交流館 京都 2階 大会議室

3 来場者数 130人

4 内容

- (1) 中間報告の説明
 (2) 高齢者保健福祉をめぐる最近の動向や課題 <講演> 「超高齢社会への京都の挑戦」
 講師：佛教大学社会学部教授／京都市民長寿すこやかプラン推進協議会会長 浜岡政好氏
 (3) 質疑応答

5 市民説明会来場者の内訳

(1) 年齢

	30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上 80歳未満	80歳以上	無回答
人数	2人	5人	5人	6人	23人	13人	1人	75人
割合	1.5%	3.8%	3.8%	4.6%	17.7%	10.0%	0.8%	57.7%

(2) 性別

	男性	女性	無回答
人数	19人	37人	74人
割合	14.6%	28.5%	56.9%

(3) お住まい

	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区
人数	5人	2人	8人	9人	1人	3人	8人
割合	3.8%	1.5%	6.2%	6.9%	0.8%	2.3%	6.2%

	南区	右京区	西京区	伏見区	京都市外	無回答
人数	1人	4人	0人	9人	5人	75人
割合	0.8%	3.1%	0.0%	6.9%	3.8%	57.7%

6 関係団体等への説明・対応

	説明会の実施回数	参加者数
区役所・支所	15回	365人
長寿社会部	24回	194人
合 計	39回	559人

第5期京都市民長寿すこやかプラン（案）中間報告に対する市民の皆様からの 御意見・御提言募集の結果の概要

- 1 募集期間 平成23年12月7日（火）から平成24年1月10日（火）まで
- 2 周知方法 市民しんぶん（1月1日号）、KBSラジオ、本市ホームページ、
中間報告冊子配布（市役所案内所、長寿福祉課、各区役所・支所、
長寿すこやかセンター、地域包括支援センター等）

3 御意見・御提言数 45通（98件）

提出方法	意見表	手紙	はがき	ファックス	メール	口頭
御意見・御提言数	14通	1通	13通	6通	9通	2通
割合	31.1%	2.2%	28.9%	13.3%	20.0%	4.4%

4 御意見・御提言をいただいた方の内訳

（1）年齢

	30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上 80歳未満	無回答	団体
人数	2人	3人	5人	5人	4人	8人	15人	3団体
割合	4.4%	6.7%	11.1%	11.1%	8.9%	17.8%	33.3%	6.7%

（2）性別

	男性	女性	不明	団体
人数	19人	12人	11人	3団体
割合	42.2%	26.7%	24.4%	6.7%

（3）お住まい

	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区
人数	1人	1人	8人	2人	0人	2人	4人
割合	2.2%	2.2%	17.8%	4.4%	0%	4.4%	8.9%

	南区	右京区	西京区	伏見区	京都市外	無回答	団体
人数	0人	1人	1人	5人	1人	16人	3団体
割合	0%	2.2%	2.2%	11.2%	2.2%	35.6%	6.7%

5 意見項目ごとの一覧

項目		意見数（件）
中間報告全般		11
第5期プランの基本的な考え方		1
重点課題1		1
1	世代を超えて支え合う意識の共有	6
2	認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進	20
重点課題2		
1	高齢者の生きがいづくり及び就労の促進	6
2	自主的な介護予防の取組の推進	3
重点課題3		
1	高齢者を支えるネットワーク構築の推進	16
2	高齢者が安心できる生活環境づくり	2
重点課題4		
1	介護サービスの充実	13
2	保健福祉サービスの充実	6
京都市版地域包括ケアシステム		10
その他（判読不可を含む）		3
合 計		98

6 本市の対応

（1）御意見・御提言を踏まえ、新たに項目に盛り込んだもの 26件

＜例＞

- ・若年性認知症の方への支援について記載
- ・地域包括支援センターによるひとり暮らし高齢者への戸別訪問について記載
- ・24年度創設の新サービス（24時間の訪問サービス等）について記載
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施方針について記載

※ 該当する御意見・御提言については、文末に〔☆〕を付けています。

（2）御意見・御提言を踏まえ、文言を修正したもの 3件

＜例＞

- ・「在宅ケアに関わる薬剤師」を「かかりつけ薬剤師」に文言修正

※ 該当する御意見・御提言については、文末に〔◎〕を付けています。

第5期京都市民長寿すこやかプラン（案）中間報告に対する市民の皆様からの
御意見・御提言と御意見・御提言に対する本市の考え方について（案）

< 目 次 >

I	中間報告全体に対する御意見・御提言	3
II	第5期プランの基本的な考え方についての御意見・御提言	6
III	重点課題に関する御意見・御提言	7
	重点課題1「世代間相互の理解の促進と認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進」	7
	1 世代を超えて支え合う意識の共有	7
	2 認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進	8
	重点課題2「生きがいくくりと介護予防の推進」	13
	1 高齢者の生きがいくくり及び就労の促進	13
	2 自主的な介護予防の取組の推進	14
	重点課題3「高齢者の地域生活を支える体制づくりの推進」	16
	1 高齢者を支えるネットワーク構築の推進	16
	2 高齢者が安心できる生活環境づくり	20
	重点課題4「安心して暮らせる介護・福祉サービス等の充実」	21
	1 介護サービスの充実	21
	2 保健福祉サービスの充実	26
IV	京都市版地域包括ケアシステムについての御意見・御提言	28
V	その他の御意見・御提言	30

I 中間報告全体に対する御意見・御提言

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 内容について		
・ 具体的な例を挙げて説明してほしい。 ・ 項目しかないので、内容がわかりづらい	2	御意見につきましては、今後、市民の皆様からの御意見・御提言を募集する際の参考とさせていただきます。 なお、中間報告においてお示ししたのは、第5期プランの基本的な考え方と重点課題ごとの主な施策・事業の一部のみであり、第5期プランの全ての施策・事業を網羅したものではありません。また、具体的な内容も十分に盛り込めてはいません。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
今まで広報発表されたものばかりで、目新しいものがない。	1	第5期プランでは、166項目の施策・事業のうち、24項目の新規施策・事業の実施を予定しております。 なお、中間報告においてお示ししたのは、第5期プランの基本的な考え方と重点課題ごとの主な施策・事業の一部のみであり、第5期プランの全ての施策・事業を網羅したものではありません。
説明してもらった方が、自分で読むより理解できたと思う。	1	中間報告につきましては、平成23年12月8日（木）に「ひと・まち交流館 京都」におきまして市民説明会を開催し、御説明いたしました。御要望があれば地域での会合の場や「京都市政出前トーク」により、皆様の地域に出向いて御説明させていただくことも可能です。 また、4月以降は、策定しました第5期プランの内容について、「京都市政出前トーク」により御説明いたします。 お申込方法等、詳細につきましては、別途お問い合わせください。
- 特別養護老人ホームを必要とされている人が多いのに、そのことに触れられていない。京都市は必要性を理解しているのか。 - 特別養護老人ホームについて、今でも入所待機者が多い中で、整備等目標数が低すぎるのではないのか。 《その他類似意見1件》	3	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）を含めた施設・居住系サービスの整備につきましては、本市の介護保険被保険者数や本市の施設・事業所を利用される他都市の被保険者数等を勘案したうえで、予め推計した利用者が利用可能な量を見込んだ目標数を設定し、着実に整備してまいります。 なお、施設・居住系サービス事業所の整備等目標数につきましては、中間報告（本冊では36ページ～38ページ、概要版では16ページ）にも掲載しております。
長寿すこやかプランでは、国をはじめ、地域に対する方針がよく分からない。	1	長寿すこやかプランは、本市における高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を定めたものであり、国に対する方針を示すものではありません。 なお、第5期プランにおきましては、「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる『健康長寿のまち京都』をみんなでつくる」という基本理念に基づき、本市の高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせるための仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築に向けて必要となる、認知症高齢者への支援策の充実、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携等について、充実強化させていく取組みをスタートさせるプランとなります。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
・ ポジティブ・ウェルフェアの理念について、第5期プランに取り入れてほしい。	1	中間報告におきまして、ポジティブ・ウェルフェア（参加型社会保障）という用語は用いていませんが、その理念は第5期プランの大きな柱となっております。 この理念を生かした第5期プランにおける取組として、以下のようなものを挙げるができます。 ・ 住み慣れた地域で医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが相互に連携して高齢者を支援することにより、できる限り、住み慣れた地域で住み続けることを目指す地域包括ケアの推進。 ・ シルバー人材センターへの支援等、働くことを希望する高齢者が就労できる環境づくりの推進。 ・ 高齢者の多様な能力を生かす「知恵シルバーセンター」の運営による、高齢者がいきいきと活躍できる環境づくりの推進。
○ 全体の構成について		
・ 認知症をはじめとする要援護者支援は重要なことなので、【重点課題1 1世代を超えて支え合う意識の共有（1）世代間交流と理解の促進】は【重点課題3】に置き、【重点課題1 2 認知症をはじめとする要援護者支援の推進】は、独立した重点項目とすべきではないか。	1	「長寿すこやかプラン」は京都市基本計画（「はばたけ未来へ！京プラン」）の分野別計画に位置付けられていることから、基本計画に沿って重点課題や施策を定めております。 御意見の箇所につきましても、基本計画との整合をはかるうえで、【重点課題1】に位置付けております。
・ 中間報告（概要版）4ページにおいて、地域包括支援センターの関する記述が【重点課題2】に挙げられているが、これは【重点課題4】が適切なのではないか。	1	第5期プランにおきまして、地域包括支援センターに関する記載は、主として【重点課題3】にございます。 なお、御意見の箇所につきましては、平成21年度から23年度を期間とする第4期プランの取組状況と課題を記載したページとなります。

Ⅱ 第5期プランの基本的な考え方についての御意見・御提言

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 施策・事業推進に当たっての基本的な考え方について		
「自助」の中に関係団体が入っているのはおかしいのではないか。	1	「共助」の説明にある「住民同士の支え合い」の中の「住民」は、「自助」の説明にある「地域包括ケア推進機構はもとより、保健・医療・福祉・教育・労働等の各分野における関係団体・事業者、高齢者を含めた地域住民など」の中の「住民」と同じ意味を表していることから、御指摘の関係団体については、関係団体自身の「自助」と、関係団体の構成員同士で助け合う「共助」の双方に登場するものであると御理解ください。

Ⅲ 重点課題に関する御意見・御提言

重点課題 1 「世代間相互の理解の促進と認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進」

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 取組方針の表現・文言について		
・ 取組方針の最終行（7行目）の「～見守りや支援を更に進めます」という文言は、「～見守りや支援を更に進め、孤独死や虐待の防止に努めます」にすべきではないか。〔◎〕	1	孤独死や虐待の防止への取組は、高齢者福祉を進めるうえで重要なものであると認識しております。 御意見を踏まえ、取組方針の文言を修正いたしました。

1 世代を超えて支え合う意識の共有

（1）世代間交流の促進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 身近な居場所づくりについて		
・ 高齢者が否かを問わず、毎日でも出かけて行って、食事ができるような場づくりはできないか。〔☆〕 ・ 小規模な居場所が地域にあればよいと思って活動しているが、そのためには資金、専門家、施設が必要。〔☆〕	2	高齢者の身近な居場所づくりの推進に関する施策・事業を【重点課題 1】に位置付け、充実させてまいります。 具体的には、高齢者どうしや世代を超えた交流を推進し、高齢者の身近な活動拠点となる魅力ある居場所づくりを進めるため、地域の創意工夫により空家、商店街の空店舗など、地域住民が居場所として利用できる身近なスペース等の活用に対する支援を行い、身近な生活圏である元学区に 1 箇所の設置を進めてまいります。 併せて、現在、地域において「まちの縁側」のような、人と人をつなぐ場所の提供等を行っている団体等の取組の情報提供を進めてまいります。
○ 世代を超えた交流について		
・ 生涯学習やボランティア等の機会において、子どもや孫の世代と共に参加できるようなプログラムが多ければよいと思う。〔☆〕	1	第 4 期プランから引き続き、高齢者福祉施設と児童福祉施設等の交流、地域住民が集い学び合える学校ふれあいサロン等の学校開放施設の活用や学校ふれあい手づくり事業における交流など、高齢者と子どもたちの世代を超えた魅力あふれる様々な交流が生まれるような取組を推進してまいります。 なお、この内容につきましては、【重点課題 1】に記載いたします。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 近隣どうして知りあえる機会について		
近所付き合いの重要性は理解しているが、住民の把握ができない。特に、マンションの方は分かりづらいと思う。近所付き合いの前提として、住民どうしが顔見知りになる機会をどのように作っていくかを考える必要があると思う。〔☆〕	1	同世代どうしや多世代が集う魅力あふれる居場所づくりとともに、多世代が憩い、健康づくりの場として利用できる公園整備を推進するなど、身近な地域に住む人どうしが知り合い、交流できるような場づくりに、取り組んでまいります。 なお、この内容につきましては、【重点課題１】に記載いたします。
○ 支え合いの必要性の認識について		
- 若い世代が高齢者を支えることが難しくなっているので、高齢者どうしや同じ地域に住む人どうしで支え合う必要があることを、国民自身が認識する必要性を感じる。 - 地域で、子どもたちや高齢者が明るく声をかけ合い過ごせる社会や地域が必要だと思う。〔☆〕	2	【重点課題１】に位置付けた、高齢者どうしや世代を超えた交流を推進するなどの取組を通じて、お互いに気軽に声をかけ合い、支え合える地域となるよう、市民の皆様との共汗と協働により取り組んでまいります。

（２）福祉教育・人権意識啓発の推進

※ 市民の皆様からの御意見・御提言なし。

２ 認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進

（１）認知症高齢者支援の推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 認知症専門医による往診について		
認知症への早期対応（診断・治療）の一環として、医師会や保険医協会等と連携して、初回（初診）から往診（訪問診療）可能な認知症専門医を紹介できるような仕組みを市として作れないか。〔☆〕	1	御意見につきましては、担当部局において共有し、今後、必要に応じて課題の検討を進めてまいります。 なお、【重点課題３】におきまして、保健福祉をはじめとした高齢者全般にわたる各種情報の総合的な提供を、実施する施策・事業として掲げております。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 認知症疾患医療センターについて		
- 京都府立医大に設置された認知症疾患医療センターとの連携の推進も必要だが、運営に直接関与するのと協力機関として関わるのとでは期待される機能や役割の点において大きく異なるので、京都市でも、京都府とは別に、認知症疾患医療センターを設置すべきではないか。 - 認知症疾患医療センターと長寿すこやかセンターを連携させることにより、京都市における認知症高齢者支援体制を強固なものにすべきではないか。〔☆〕	2	現在のところ、本市が独自に認知症疾患医療センターを新たに設置する予定はございませんが、市内のセンターの複数化は必要と考えており、京都府とも協議し、検討を進めてまいります。 また、本市におきましては、京都府立医大に設置された認知症疾患医療センター、地域の医療機関及び介護サービス事業者等の関係機関との連携を図る認知症地域支援推進員を配置し、関係機関の連携を推進することにより、本市に暮らす高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域での生活が継続できるよう取り組んでまいります。 なお、長寿すこやかセンターにつきましては、市域レベルで高齢者に関する相談、援助等を総合的に展開する機関として、認知症疾患医療センターとも必要な連携を図り、認知症高齢者支援に努めてまいります。
○ 認知症の疾患（医療）面に限定しない認知症全般に係る相談、研修、広報等について		
認知症の問題や課題の解決のためには、関係機関等による連携やネットワーク、情報、事例、スキル、経験等の一定の集中や集積が必要であるとともに、相談、研修、情報発信等の一連の業務の一貫性、完結性も効果的、効率的であると考えるので、「認知症に関する相談・研修・広報等の一貫体制の強化」という内容を加えてみてはどうか。	1	御意見にあります、認知症に全般に関する相談、研修、広報等につきましては、今後更に充実したものになるよう、様々な機関が持つ専門性や特性を生かし、あらゆる機会をとらえて実施してまいります。
○ 行政主導による認知症の方を支える仕組みについて		
- 認知症については、早期発見だけではなく、行政が認知症に関する取組を牽引していくべきではないか。 - 若年性認知症の方を支える仕組みは、行政が主導してつくるべきではないか。〔☆〕	2	本市では、行政だけではなく、保健、医療、介護、福祉の関係機関や当事者、養護者・家族、地域の皆様などとの共汗と協働により、認知症の方への支援の取組を進めてまいります。 また、若年性認知症の方につきましては、障害保健福祉施策と連携した、一人ひとりの状態に応じた支援体制の構築についての検討を進めてまいります。 なお、この内容につきましては、【重点課題１】に記載いたします。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 認知症あんしん京づくり事業について		
・ 中間報告において記載がなかったが、もう実施しないのか。記載しないのは、認知症あんしんサポーターにも失礼ではないか。〔☆〕 ・ 認知症あんしんサポーターは市内に3万人以上いると思うが、一人暮らしお年寄り見守りサポーター同様に、もっと活用できないか。〔☆〕	2	中間報告においてお示したのは、第5期プランの基本的な考え方と重点課題ごとの主な施策・事業の一部のみであり、第5期プランの全ての施策・事業を網羅したものではございません。 御意見の認知症あんしん京づくり事業につきましては、第5期プランにおきましても引き続き取り組み、認知症あんしんサポーターの更なる育成及び認知症あんしんサポートリーダーの機能強化を図ってまいります。 また、新たに認知症あんしんサポーターを対象としたアドバンス講座も開催し、同サポーターの活動を支援してまいります。 なお、この内容につきましては、【重点課題1】に記載いたします。

（2）高齢者の権利擁護の推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 高齢者の権利擁護について		
・ 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの設置に伴って、高齢者虐待に関しても拠点となるセンターが必要になる可能性があると思われる。その場合は、障害者と高齢者を一体化したセンターが効率的であり、合理的であると考えます。	1	御意見につきましては、今後の動向を踏まえ、状況に応じて課題の検討を進めてまいります。
・ 「成年後見制度の利用支援と専門職後見人以外の後見人の確保」の中に、「高齢者（及び障害者）の虐待防止等を含む権利擁護のための施策・体制づくりを検討する」旨の記述を併せて加えることはできないか。	1	御意見の内容につきましては、【重点課題1】に記載する虐待に関する周知、啓発、研修会をはじめとする複数の施策・事業の中に盛り込んでおります。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 高齢者虐待について		
・ 高齢者虐待が増えているにもかかわらず、施設内虐待のことしか触れられていないのはなぜか。 ・ 養護者・家族や介護職員等，介護する側への支援の視点が欠落しているのではないか。〔☆〕	2	中間報告においてお示したのは，第５期プランの基本的な考え方と重点課題ごとの主な施策・事業の一部のみであり，第５期プランの全ての施策・事業を網羅したものではございません。 御意見の高齢者虐待につきましては，【重点課題１】に位置付け，施設内虐待も含めた高齢者虐待全体への取組を進めてまいります。 なお，これらの取組におきましては，高齢者本人だけではなく，養護者・家族や介護職員等への支援も含まれています。

（３）ひとり暮らし高齢者への支援

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ ひとり暮らし高齢者への見守りについて		
・ 一人暮らしお年寄り見守りサポーターに登録しているが，地元の社協と連携ができていないので，サポーターの情報について，同意の得られる人だけでも会報誌等で紹介することができないか。〔☆〕 ・ ひとり暮らし高齢者等への支援の項目の一つとして，「地域における地域団体やＮＰＯによる見守り活動への支援」を加えた方が良いのではないか。 《その他類似意見１件》	3	一人暮らしお年寄り見守りサポーターの活動が更に充実するよう，民生委員・児童委員，老人福祉員をはじめ，様々な関係機関や団体との連携を更に深め，一人でも多くの高齢者の見守りが地域でできるよう，取り組んでまいります。 なお，この内容につきましては，【重点課題１】に記載いたします。
○ 老人福祉員について		
・ 一人暮らしお年寄り見守りサポーターより老人福祉員の増員強化が望まれる。	1	老人福祉員につきましては，ひとり暮らし高齢者への見守りや支援を充実させるため，平成２２年度に１００名増員しました。 なお，更なる増員強化につきましては，必要に応じて検討を進めてまいります。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 一人暮らしお年寄り見守りサポーターと老人福祉員の役割について		
・ ひとり暮らしお年寄り見守りサポーターと老人福祉員の役割は一般市民には分かりづらいので、明確にすべきではないか。 《その他類似意見 1 件》	2	御意見を踏まえ、一人暮らしお年寄り見守りサポーターと老人福祉員の役割等について、市民の皆様にご理解いただけるような広報に努めてまいります。
○ ひとり暮らし高齢者への支援の必要性について		
・ 夏の暑い日にも、冷房代が高いといって冷房を使わない高齢者もいるので、見守りや必要に応じて相談に乗るなど、ひとり暮らし高齢者への支援が必要だと思う。〔☆〕	1	御意見のとおり、ひとり暮らし高齢者の見守りや必要に応じて相談に乗るなどの支援は必要なものであると認識しております。 本市では、第 4 期プランから引き続き、地域包括支援センターや民生委員・児童委員、老人福祉員、一人暮らしお年寄り見守りサポーター等の連携を強化し、ひとり暮らし高齢者への見守り等の支援を進めてまいります。 また、第 5 期プランにおける新規事業として、市内 6 1 箇所の地域包括支援センターに社会福祉士等の専門職を 1 名増員し、ひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動を行うとともに、これらの訪問活動を通して、高齢者を取りまく地域の関係機関と地域住民が連携し、地域全体で高齢者を見守るネットワーク体制の強化を図ってまいります。 なお、この内容につきましては、【重点課題 1】に記載いたします。
○ 重点課題に位置付ける施策・事業について		
・ 【(3) ひとり暮らし高齢者への支援】は、【重点課題 1】ではなく【重点課題 3】での位置付けが適切ではないか。	1	「長寿すこやかプラン」は京都市基本計画（「はばたけ未来へ！京プラン」）の分野別計画に位置付けられていることから、基本計画に沿って重点課題や施策を定めております。 御意見の箇所につきましても、基本計画との整合を図るうえで【重点課題 1】に位置付けております。

重点課題2「生きがいがづくりと介護予防の推進」

1 高齢者の生きがいがづくり及び就労の促進

(1) 多様な生きがいがづくりの推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 老人福祉センターに関する記載について		
・ 高齢者が明るい生活を送っていたけるよう、事業を企画し、生きがいがづくり、仲間づくり、健康づくりを応援している老人福祉センターに関する記載がないのはなぜか。〔☆〕 ・ 老人福祉センターは、その機能からいって、老人いこいの家と横並びに書かれる施設ではない。 ≪その他類似意見1件≫	3	老人福祉センターにつきましては、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を、身近な地域において提供する施設であり、高齢者の生きがいがづくり、健康づくり及び仲間づくり等において、重要な場所であると認識しております。 なお、老人福祉センターにつきましては、【重点課題2】に記載しております。（中間報告におきましても、【重点課題2】の主な施策・事業として記載しております。）

(2) 高齢者の就労支援

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 仕事の創出について		
・ シルバー人材センターのようなボランティア要素の強いものだけではなく、一定の収益が期待できるような新たな産業の開発はできないか。〔☆〕	1	本市におきましては産業開発に関する事業を実施していませんが、働くことを希望する高齢者が就業できるよう、雇用行政、労働行政を担う国や京都府との連携を図りながら、雇用の維持・確保に努めてまいります。 なお、この内容につきましては、【重点課題2】に記載いたします。
○ 生きがいになる仕事の基礎を教える講座の必要性について		
・ 安心して生きがいのある老後をごすために、高齢者も軽作業を行い、保険料等を自分で支払い、若者に迷惑をかけないようにしたいので、ワープロ、庭いじり、観光案内等、生きがいになる仕事の基礎を教える安価な講座を設けてほしい。	1	京都府シルバー人材センター連合会及び京都市シルバー人材センターにおきまして、厚生労働省からの委託事業として、無料で、高齢者の就労を支援するためのパソコン、樹木剪定及び観光ガイド等の技術を習得するための講習会を開催しておりますので、このような事業を御活用ください。

2 自主的な介護予防の取組の推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 保健センターについて		
介護保険制度以降、保健所（現：保健センター）は高齢者に係る事業について冷たい態度を示してきた。住民の健康を保つ所として、その名のとおり、高齢者の介護予防に中心的な役割を果たす立場で、地域包括支援センターや介護予防推進センターとの積極的な連携を図られるよう期待する。 《その他類似意見 1 件》	2	本市では、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、近隣での支え合いなど、多様な社会資源を有機的に結びつけ、相談からサービスの調整に至るまで、「ワンストップサービス」を提供できることを目指し、平成18年4月、国の介護保険法改正により介護保険制度の全面的な見直しが行われたのを機に、市内60箇所に地域における高齢者の総合相談窓口である「地域包括支援センター」を設置しました。 また、同年6月には市内11行政区に「地域介護予防推進センター」を設置し、高齢者の介護予防の普及・啓発を推進する体制を整えるとともに、生涯を通じた健康づくり施策を進める保健所（現：保健センター）との役割を明確化しました。 以後、これまでに地域包括支援センター及び地域介護予防推進センターを各1箇所増設するなど、適宜、両センターの機能強化を図ってきたところです。 これらの状況を踏まえ、本市においては、地域包括支援センター、地域介護予防推進センター及び保健センターが、適宜、連携しながら高齢者の健康づくりの推進に努めております。 今後は、「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、地域包括支援センターを中心として、これらの関係機関が更にそれぞれの役割を十分に果たすことにより、高齢者福祉の一層の推進を図ってまいります。
○ 健康づくりと介護予防について		
健康な人の健康づくりと二次予防事業が同じ場所に記載されているので、分かりにくい。		第5期プランにおきましては、介護予防の取組について、（1）自立支援のための介護予防ケアマネジメント体制の充実、（2）地域支援事業による介護予防サービスの提供、（3）生涯を通じた健康づくりの推進、（4）介護予防による介護予防サービスの提供という4つの項目ごとに施策・事業を記載いたします。 なお、中間報告においてお示したのは、第5期プランの基本的な考え方と重点課題ごとの主な施策・事業の一部のみであり、第5期プランの全ての施策・事業を網羅したものではありません。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 介護予防・日常生活支援総合事業について		
・ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施を当面見送るのであれば、その検討過程や結果を明確にし、今後の具体的な計画・見込み等への影響の有無について、今回のプランで明らかにすべきではないか。〔☆〕	1	介護予防・日常生活支援総合事業の実施につきましては、①制度が複雑で利用者に分かりにくいと考えられる、②本事業の運用方法等で国から示されていない部分がある、③一方で、高齢者の在宅生活支援については、既に本市独自のさまざまなサービスが提供できていることなどから、当面の実施は見送ることといたしました。 一方で、本事業につきましては、第5期プラン期間中に、事業効果や財政への影響等について引き続き分析し、実施の可能性について検討を進めてまいります。 なお、事業に関する本市における実施検討結果と今後の方向性につきましては、第5期プランにも記載いたします。

- （１）自立支援のための介護予防ケアマネジメント体制の充実
- （２）地域支援事業による介護予防サービスの提供
- （３）主体的な健康づくりの推進
- （４）予防給付による介護予防サービスの提供

※ 項目ごとの、市民の皆様からの御意見・御提言なし。

重点課題３「高齢者の地域生活を支える体制づくりの推進」

１ 高齢者を支えるネットワーク構築の推進

（１）地域包括支援センターの機能強化 ※ 市民の皆様からの御意見・御提言なし。

（２）地域における関係機関の連携

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 地域へのアウトリーチの取組について		
地域の多様な担い手の連携体制の構築が挙げられているが、このことを具体化しなければ、人口の２０％を超える高齢者を支援することはできない。そのためにも、行政も専門職も、従来の地域ケア会議だけではなく、地域へのアウトリーチの取組が欠かせないのではないか。〔☆〕	1	地域包括ケアを進めるうえでは、御意見のアウトリーチの取組は不可欠だと考えます。 第５期プランにおきましては、新規事業として、市内６１箇所の地域包括支援センターに社会福祉士等の専門職を１名増員し、ひとり暮らし高齢者への見守り活動を実施するなど、地域包括支援センターを中心として、行政、関係機関、住民が様々な機会において連携を密にし、地域特性や地域の社会資源を生かした、高齢者を地域で支える取組の充実・強化に取り組んでまいります。 なお、この内容につきましては、【重点課題１】に記載いたします。
○ 地域の実情把握について		
表面だけを見るのではなく、もっと地域に足を運んで具体的な問題把握をしていくべき。そうしないと根本的な解決にはならない。	1	御意見のとおり、地域の問題を把握することは、地域包括ケアを進めるうえで重要なことだと認識しております。 地域の様々な関係機関や住民の皆様との連携を通じて、地域で起こっている問題を的確に把握し、その解決に向けて、地域の様々な関係機関や住民の皆様とともに取り組んでまいります。

（３）在宅ケア体制の充実

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 文言について		
「在宅ケアに関わる薬剤師」という文言は、「かかりつけ薬剤師」と改めていただきたい。 - 在宅医療実施機関の中に「訪問薬剤管理」を加えていただきたい。〔◎〕	2	御意見を踏まえ、修正いたしました。

(4) 相談・情報提供体制の充実

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方(案)
○ 地域包括支援センターを支援する機関について		
「区役所・支所」となっているが、長寿すこやかセンターは、既に各地域の地域包括支援センターの会議に参加し、情報提供、事業における連携、事例検討等を行っているので、「区役所・支所、長寿すこやかセンター」とするべきではないか。 - 地域包括支援センターの活動を支援するのは、「区役所・支所」だけでよいのか。	2	地域包括支援センターが地域包括ケアにおいて中核的な役割を果たすためには、様々な関係機関の支援が必要です。 御意見の長寿すこやかセンターにおきましては、市域レベルで高齢者に関する相談、援助、講座・研修、啓発、情報提供等を総合的に展開する機関として、区役所・支所と共に、地域包括支援センターの活動を支援してまいります。
○ 地域包括支援センターへの支援における行政の役割について		
- 中間報告の市民説明会に参加したが、地域包括支援センターや民生委員・児童委員にばかり負担がかかるように聞こえた。プランの主体である行政は、後方支援ではなく、もっと前面に出るべきではないか。〔☆〕 - 地域包括支援センターは、運営法人の性格、職員の経験や力量、対象になる地域の状況により、その機能や実績等に大きな格差があるが、その地域包括支援センターを支援する区役所・支所においても格差が大きい。まずは、区役所・支所の体制の充実と本庁の機能強化が必要不可欠ではないか。 - 区役所・支所と地域包括支援センターの連携について、地域によって対応に差があるように感じる。	3	区役所・支所におきましては、地域包括支援センターにおいて地域の関係機関のネットワーク構築を進められるよう、また多様化・複雑化する高齢者保健福祉に関する相談に対して迅速かつ的確に対応できるよう、地域包括支援センターの活動支援を進めてまいります。 また、地域包括支援センターの活動支援が的確にできるよう、区役所・支所保健師等専門職員の福祉・介護分野の知識・経験の充実を図るため、専門職員を対象とした福祉・介護に関する研修を実施するとともに、福祉事務所・支所と保健センターの職員配置交流等を実施し、行政内部においても医療・保健と福祉・介護分野がスムーズに連携できる体制の整備を進めてまいります。 さらに、認知症地域支援推進員を配置することにより、認知症ケアの面において、地域包括支援センターの活動を支援してまいります。 なお、これらの内容につきましては、【重点課題1】及び【重点課題3】に記載いたします。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 追加すべき施策・事業について		
・ 「地域包括支援センターへの支援の強化」という施策・事業を置くべきではないか。〔☆〕 ・ 「全市域の支援センターとしての長寿すこやかセンターの機能の充実強化」という施策を加えるべきではないか。	2	御意見を踏まえ、【重点課題３】の施策・事業に、「地域包括支援センターへの支援」を記載します。 地域包括支援センターへの支援を強化するため、研修の実施、体制の充実、広報の充実、高齢者支援に係る全市統一的なＩＴネットワークシステムの導入等、様々な施策・事業を展開してまいります。 なお、長寿すこやかセンターにつきましては、高齢者に関する相談、援助、講座・研修、啓発、情報提供等を総合的に展開することにより、地域包括支援センターの活動を支援してまいります。
○ インフォーマルサービスに関する情報について		
・ インフォーマルサービスは、利用者が一生懸命調べないと情報が手に入らないので、情報を得やすい仕組みが必要ではないか。〔☆〕	1	介護サービス等の公的サービスを補完するものとして、地域での高齢者の生活を支えるために欠かせない地域団体やＮＰＯ法人等が実施する見守り、配食サービス、買い物支援等の地域におけるインフォーマルサービスを含めた社会資源について、その把握に努め、地域包括支援センター等において情報提供を行える体制整備を進めてまいります。 なお、この内容につきましては、【重点課題３】に記載いたします。

（５）地域住民による自主的な活動の推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 表現・文言について		
・ 「学生をはじめとするボランティア活動や市民福祉活動等の推進」を「地域住民や学生等による福祉ボランティア活動への支援」にすべきではないか。〔◎〕 ・ 「地域コミュニティの活性化の総合的かつ計画的な推進による、自治会・町内会、市民福祉活動団体等への支援」を「地域コミュニティ活性化事業との協調による、自治会、町内会、市民活動団体等への支援」にすべきではないか。	2	御意見を踏まえ、修正いたしました。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 社会福祉協議会について		
地域福祉ネットに社会福祉協議会の役割は大きいと思うが、地域包括支援センターが強調されすぎではないか。	1	地域における様々な福祉活動や事業の担い手である社会福祉協議会は、地域包括ケアを推進するうえで重要な存在であると認識しております。 第5期プランにおきましても、同協議会の地域福祉活動に対する支援を引き続き行い、高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち京都」の実現に取り組んでまいります。 なお、この内容につきましては、【重点課題3】に記載いたします。
○ 町内会への加入について		
老人福祉員として高齢者の見守りをしているが、町内会に入らない人が多い。見守りの観点から、アパートの管理人等を通じた町内会への加入の促進が必要ではないか。〔☆〕	1	本市では、長い歴史の中で培われた住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体が中心となり、地域コミュニティが形成され、その地域力が京都の発展に大きく寄与してまいりました。 しかしながら、近年、居住形態や生活様式の変化に伴い、自治会、町内会等に参加する住民の割合が低下するなど、その力が弱まりつつあると言われており、本市といたしましても大きな課題であると考えています。 そこで、本市におきましては、今一度、地域における人と人とのつながり、すなわち地域コミュニティの大切さをお互いが理解し、地域力を更に高めていくため、平成23年11月、「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を制定し、本年4月から施行することとしています。 この条例では、地域にお住まいの方々に、できる限り地域活動への参加や協力を求めるとともに、住宅事業者に対し、新たに住宅に入居される方へ地域活動の状況等を伝えていただくことや、新たにマンションを建築する際には、地域との連絡調整担当者を定めていただくことなども求めています。 本市といたしましては、今後、この条例に基づき、市民の皆様へ地域コミュニティの大切さを粘り強くお伝えし、将来にわたって地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現を目指してまいります。 なお、この内容につきましては、【重点課題3】に記載いたします。

2 高齢者が安心できる生活環境づくり

(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいづくり

※ 市民の皆様からの御意見・御提言なし。

(2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 移動手段の確保について		
・ 商店、医療機関、区役所、金融機関等、日常生活上の必要にあわせて、下京区では、御前通、七本松通、壬生川通等の南北にミニバスを通してほしい。	1	ご意見に関しましては担当部局において情報共有し、今後、必要に応じて検討を進めてまいります。 なお、移動に制約のある方への支援についての施策・事業は【重点課題3】に位置付け、特定非営利活動法人等が実施する福祉有償運送事業について、その必要性及び実施に伴う安全性の確保、旅客の利便の確保等について協議する場を引き続き設け、移動に制約のある方への支援を図ってまいります。 さらに、高齢者等単独では移動が困難な方の個別ニーズに迅速かつ的確に対応できるタクシー事業者による共同配車センターの運営に対する必要な協力も、行ってまいります。
○ 道路について		
・ 壬生川通の四条から七条までの間の歩道で傾斜がひどいところがあり、高齢者は手押し車で、子どもは自転車で困るところがあるので改善してほしい。	1	高齢化社会を迎え、高齢者や障害のある方を含む全ての人々が安心・快適に社会参加できる生活空間の形成が求められており、本市の道路工事におきましても、歩道の段差・勾配の改善や視覚障害者用誘導ブロックの設置等の整備など、歩行空間のバリアフリー化を推進しています。 歩道の横断勾配については、道路構造令で2%以下が標準とされ、路面の平滑の程度によって適当な値をとるものとして定められております。 しかし、当該箇所の歩道のみ機能であれば、上記の基準内で収まる施工を行えますが、人家への車両乗入れ等がある場合には、横断方向と縦断方向にも勾配を付することとなり、歩道の傾斜がきつくなってしまう箇所も生じます。 今後、当該箇所においては、傷んだ歩道の維持・補修工事を行う際に、できる限りバリアフリー化となるよう改善に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、お願いいたします。

(3) 防犯・防災対策等の推進

(4) 消費者施策の推進

※ 市民の皆様からの御意見・御提言なし。

重点課題４「安心して暮らせる介護・福祉サービス等の充実」

１ 介護サービスの充実

（１）２４時間３６５日の支援体制の拡充

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ ２４時間３６５日のサービス実施について		
現在の介護事業者（訪問介護・デイサービス）は土日や年末年始の休みが多すぎるので、行政は、社会福祉法人がその使命として、２４時間３６５日の支援を行うように指導すべきではないか。〔☆〕	１	住み慣れた住まいや地域での暮らしを支援するため、在宅を中心としたサービスの充実が求められており、とりわけ要介護度の高い方にも対応できるよう、「小規模多機能型居宅介護」（施設への通いを中心に、施設での泊まりや家庭への訪問を組み合わせたサービス）や、２４年度から新たに制度化される「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」（２４時間の訪問サービス）等により、２４時間３６５日の支援体制の充実を進めてまいります。 また、他のサービスも含め、サービスごとに必要なサービス量が確保されるよう、関係団体と連携、協力し、社会福祉法人をはじめとした幅広い事業参入等について、働きかけてまいります。 なお、この内容につきましては、【重点課題４】に記載いたします。
○ 地域密着型サービスについて		
中京区では、他地域と比べて小規模な施設が相当数少ないと聞いているが、第５期プランではどの程度充足するのか。	１	本市ではこれまで、地域密着型サービスを「日常生活圏域」（概ね中学校区が該当）を基本とした考え方に基づき、基盤整備を進めてきており、全体として、概ね計画どおりに基盤整備が図られつつあります。 一方で、圏域によっては、より多くの方の利用希望がある場合や、土地の確保が困難である等の理由から整備が進まない場合等、課題も生じております。 このため、第５期プランにおきましては、各圏域において必要なサービス量が確保できるよう、基盤整備の考え方を一部見直して、更なる基盤整備の促進を図ってまいります。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
・ 地域密着型サービスの基盤整備に重点を置くことは大切であり、それと地域住民が連携して、高齢者福祉に関わることも重要なことだと思われる。しかし、地域にグループホーム等ができると言うだけで反対運動がおこることがあるので、スムーズに施設建設に取りかかれるような方策も必要ではないか。	1	高齢者の方々が、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護サービス基盤の充実はもとより、見守り等の生活支援も含めた、地域ぐるみのサポート体制を整えていく必要があると認識しております。 そのためには、介護施設・事業所が地域において受け入れられ、地域社会との連携を図っていく必要があります。 本市においては、住み慣れた地域での暮らしを支える地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備を推進するとともに、これらの整備に当たっての誤解や偏見等が生じないように、広く市民に対して介護に係る情報の提供や普及・啓発を行っております。 また、事業計画者に対しては、あらかじめ近隣住民の方向けの説明会を開催するなど、地域の方にも御理解をいただきながら取組を進めていくよう、指導を行っております。 更に、既存の施設・事業所においても、利用者や家族の方以外に、地域の方にも事業運営に係る協議に参画していただくなど、様々な機会を捉え、地域の方との連携を深める取組を進めております。 今後とも、これらの取組を積極的に進め、介護施設等が介護サービス基盤としてのみならず、地域社会に根ざし、様々な活動の拠点となりうる、魅力ある施設となるよう努めてまいります。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
地域密着施設が地域で受け入れられるためには、景観が重要な要素であるにもかかわらず、その観点についての記載が全くない。 建築基準法や地区計画、<u>京都市新景観政策（※）</u>の基準をギリギリ守るというのではなく、周辺地域の建築物より更に素晴らしいデザインになるよう心がけ、地域を環境面においてもリードし、地域に感謝されるような建築物になるよう、京都市として指導することを明文化するよう要望する。	1	地域密着型施設を含む高齢者福祉施設の建設におきましては、建築物の「内」と「外」の両面の質の高さが、共に求められるべきであると考えております。 本市では、施設建設の際に、法令を遵守した設計とするのは当然のこと、良質な介護サービスを提供するために必要となる利用者の利便性や安全性の確保などの指導に加え、建設される施設の地域の皆様に対して、施設の内容や形状などに関して御理解をいただき、受け入れていただけるよう、事業者側が地域の皆様に対して説明及び協議の場を設けるように指導を徹底してまいります。 なお、本プランにつきましては、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する計画であることから、これらに係る内容の記載に留まるものでありますが、本市行政の総合的な連携のもとに、福祉施設づくりに対しましても、質の高いものとなるよう努めてまいります。

（２）介護保険事業の円滑な実施

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 介護保険料について		
- 消費税率を上げることが取り沙汰される中で、介護保険制度開始当初、月額２，５００円程度の負担であると説明された保険料の基準額が５，０００円を超えることは、市民の理解が得られないのではないか。〔☆〕 《その他類似意見１件》 - 応分の負担は仕方ない。	3	介護保険制度の実施に当たっては、第１号被保険者にとって保険料の負担が過大なものとならないように運営していくことが重要であると考えております。 そのため、国に対しては、高齢化の進行に伴い、保険給付費が増加の一途をたどる現状を踏まえ、介護保険事業が将来にわたって安定的に運営できるものとなるよう、様々な機会をとらえ、制度の改正又は改善を要望しているところです。 御意見のとおり、国の試算では、第５期の保険料については、全国平均で月額１，０００円程度上昇し、５，０００円を超えるとの見込みが示されております。また、本市でも保険料負担が相当厳しい水準に達しつつあることから、よりきめ細かい保険料設定や低所得の方に配慮した本市独自の減額制度の拡充を実施し、保険料の上昇抑制を図るとともに、区役所・支所の窓口においては、保険料の納付が困難な被保険者の方に対して、懇切丁寧な納付相談を行い、市民の皆様にご理解いただけるよう、引き続き努めてまいります。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 軽度者のサービス利用について		
・ 介護保険制度が改正されても、軽度の方が利用できることが望まれる。	1	介護保険のサービスにつきましては、これまでと同様、要介護認定において要支援１以上に認定された方を対象に、御利用いただけます。 なお、要介護認定で自立（非該当）と認定された場合であっても、在宅で日常生活を続けるために支援が必要である場合に利用できる介護保険以外のサービス（すこやかホームヘルプ、すこやかショートステイ）もございます。詳しくは、区役所・支所支援課又は支援保護課、地域包括支援センターにお尋ねください。
○ 介護保険施設やサービスに対する理解の普及、促進について		
・ 症状の進行や家族の支援体制が変化しても切れ目なく、身近な地域でサービスを受けることができるように、介護が必要となる前に、施設の種類やサービスの利用について、施設見学等も含め、知る機会があればよいと思う。	1	介護保険施設の見学は可能ですので、詳しくは見学を希望する施設にお問い合わせください。 なお、施設種別や所在地等につきましては、本市発行の高齢者のためのサービスガイドブック「すこやか進行中!!」や行政区ごとの地図情報と事業者情報をまとめた「介護保険事業所情報（エリアマップ）」で御確認いただくか、地域包括支援センターにお尋ねください。

（３）介護サービスの質的向上

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ サービスの選択について		
・ サービスの選択が難しい。	1	市内６１箇所の地域包括支援センターでは、介護や福祉のサービスの選択も含めた、高齢者に関する様々な御相談に応じ、必要に応じて助言や利用手続支援等を行っておりますので、御利用ください。 また、本市では、高齢者のためのサービスガイドブック「すこやか進行中!!」や行政区ごとの地図情報と事業者情報をまとめた「介護保険事業所情報（エリアマップ）」を毎年度発行しておりますので、御活用ください。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 介護支援専門員への支援		
・ 医療的ケア（胃ろうや痰の吸引）が必要な方のショートステイの確保に困っているのを、そのような方を担当する介護支援専門員への支援をお願いしたい。	1	短期入所生活介護（ショートステイ）につきましては、本市としても、要介護者の居宅生活の継続及び家族介護者への支援等の観点から、その必要性を認識しており、第5期プランにおきましても、必要なサービスの確保に努めてまいります。 ショートステイの整備に当たっては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や老人保健施設等の整備に付随することが多いことから、これらの施設整備を行う際に、事業所に対して必要量の確保を働きかけてまいります。
・ 終末期を迎えた方に対するケアプランは変更（担当者会議の開催も含む）が多く、介護支援専門員にゆとりや余力がないと担当しにくい。	1	終末期に至るまで、利用者が、自らが望む生活を営むことができるように配慮することは、介護保険制度の基本理念に照らし、重要なことであると認識しております。 平成24年度の介護報酬の改定では、訪問看護でのターミナルケア加算の算定要件の緩和等により、在宅での看取り強化が進められる等、終末期における介護支援専門員の役割はますます重要になります。 本市では、利用者と事業者等との連絡調整を行う介護支援専門員の専門性の向上等を目的に、毎年、ケアプラン作成のための研修を実施しており、平成23年度においても、「ケアマネジャーと医療の連携」をテーマに開催しております。また、本市職員が、居宅介護支援事業所を訪問し、利用者に応じた適切なケアプランの作成となるよう、介護支援専門員に助言するなどの支援事業を行っています。 今後とも、介護支援専門員の専門性の向上等を図れるよう、支援に努めてまいります。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ ケアプランの質の向上について		
要介護認定調査等のデータを用いて、要介護３～５で在宅の方をピックアップし、認知症の症状の内容と出現率を分析することによって、在宅にいる要介護度の高い高齢者のうち、認知症による介護困難の実態を把握できないか。そのようなデータを介護支援専門員に還元することで、今後のケアプランの向上に役立つのではないかと。	1	要介護認定の調査時に把握した認知症状の内容につきましては、利用者の同意を得たうえで、調査票と主治医意見書を介護支援専門員等に写しを提供し、利用者の自立支援に向けたケアプランの作成に役立てているところです。また、毎年、介護支援専門員等を対象としてケアプラン研修を開催するなど、介護支援専門員への支援を行い、ケアプランの質の向上に努めております。 なお、認知症高齢者の支援につきましては、これまでの取組に加えて、第５期プランでは、認知症の早期発見に向けた取組の推進、認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関の連携の推進や認知症高齢者及びその家族を地域で支える仕組みづくりを新たに進めていくことで、より一層の支援を行ってまいります。

２ 保健福祉サービスの充実

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 緊急ショートステイについて		
緊急ショートステイは圧倒的に不足しているので、施設の体制が充実するような支援が必要ではないかと。 〔☆〕	1	現在、本市では、５施設におきまして、短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）を実施しております。 介護者の急な疾病等により緊急に短期入所生活介護の利用が必要となったときに本事業が利用できるよう、ホームページ上に空床情報を掲載するなど、緊急時に円滑に利用できるように、更に利便性を向上してまいります。 なお、この内容につきましては、【重点課題４】に記載いたします。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 介護している家族への支援		
・ 認知症の人に限らず、介護している家族への支援が民間の団体に任されているように感じる。 ・ 行政の役割が明確になっておらず、問題行動があっても家族や地域で何とかしろと言われているような気がする。 ・ 認知症高齢者の在宅生活の継続には、介護、福祉サービスの充実や医療との連携に加えて、家族の介護負担の軽減や、認知症に対する理解を深めるような支援が必要だと思う。 〔☆〕 ・ 介護者が続かない。 《その他類似意見 1 件》	5	認知症高齢者及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センター等が中心となって地域住民と介護サービス事業所等が連携し、認知症の方を地域でどのように見守るかの話し合いの場を設け、地域全体で本人やその家族の負担を軽減できるように取り組んでまいります。 また、地域包括支援センターや長寿すこやかセンター、洛西ふれあいの里保養研修センターにおきまして、介護家族を対象にした介護講座等を開催し、介護の心構えや適切な看護・介護方法の普及を図ってまいります。 さらに、長寿すこやかセンターでは、地域社会における介護家族の孤立の防止や家族の精神的な負担軽減を目的にした介護家族へのカウンセリング相談や、認知症の人と家族の会と連携した認知症の人の介護家族交流会等を実施してまいります。 このほかにも、介護者の急な疾病等の際に利用できる短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）や家族介護用品給付事業の実施、専門職による痰吸引等の医療的ケアや日々の口腔ケアについての講義や実技講習の実施等、介護家族を支援する様々な施策・事業を実施してまいります。 なお、この内容につきましては、【重点課題 1】及び【重点課題 4】に記載いたします。

3 介護に従事する人材の確保・定着及び育成

※ 市民の皆様からの御意見・御提言なし。

IV 京都市版地域包括ケアシステムについての御意見・御提言

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 表現・文言について		
・ 「等」の付け方が不規則になっている。	1	御意見を踏まえ、必要に応じて修正等を加えてまいります。
○ 長寿すこやかセンターの位置付けについて		
・ 長寿すこやかセンターの役割を明確にすべきではないか。 ・ 長寿すこやかセンターをもっとPRすべきではないか。 《その他類似意見 3 件》	5	長寿すこやかセンターにつきましては、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかな生活を送れるよう、高齢者とその家族をはじめ、関係機関・団体、施設等の専門職への相談・援助や、講座・研修、啓発・情報提供等を総合的に展開する機関として、本市が設置しております。 同センターが、高齢者とその家族を含めた市民や高齢者福祉に関わる専門職の皆様に幅広く御利用いただけるよう、今後とも、周知・広報に努めてまいります。
○ 日常生活圏域における地域ケア関係機関について		
・ 市域の施設・機関として長寿すこやかセンターを加えるべきではないか。〔☆〕 ・ 第4期プランでは、消防署、長寿すこやかセンター、福祉ボランティアセンター、市民活動センター、こころの健康増進センターが日常生活圏域における地域ケア関係機関として掲載されていたが、第5期プランの京都市版地域包括ケアシステムのイメージ図からは抜け落ちている。これはなぜか。	2	御意見を踏まえ、市域の施設・機関として長寿すこやかセンターを記載しました。 御意見の消防署、こころの健康増進センター等は、地域ケアを進めるうえで重要な役割を担う機関であると認識しております。ただし、今回お示しした京都市版地域包括ケアシステムのイメージ図におきましては、スペースの関係上、関係する全ての機関を掲載することが困難です。何卒、御理解いただきますようお願いいたします。 なお、【重点課題3】に掲載する、地域における関係機関の連携についてのイメージ図には、御指摘の期間について、記載しております。
○ 求められる視点について		
・ 高齢者がいつまでも元気で、いきいきと暮らすことができるまちをつくるために、地域包括ケアシステムにはまちづくりの視点を生かし、専門家と地域住民、高齢者自身が結び付いたものにしてほしい。	1	御意見のとおり、地域包括ケアシステムにおいては、高齢者がいきいきと健やかに暮らすことのできるまちをつくるという視点が重要だと考えております。 この視点を生かし、本市に暮らす高齢者一人ひとりが、可能な限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、福祉をはじめ必要な支援体制を確保するとともに、高齢者を取りまく全ての関係機関と地域住民が、地域ぐるみで連携して助け合い、ささえあいまちづくりを推進する、京都市版地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてまいります。

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ 京都市版地域包括ケアシステムと京都府の京都式地域包括ケアシステムとの違いについて		
京都市版地域包括ケアシステムと京都府の京都式地域包括ケアシステムとの違いはどこにあるのか。	1	京都府が推進する京都式地域包括ケアシステムは、京都府下全域において、医療、介護、福祉のサービスを組み合わせることにより、高齢者が住み慣れた地域で24時間365日安心して暮らせる「あんしん社会」を構築するために実現を目指すものです。この実現のために、京都府では、平成23年6月、本市も構成団体として参画する「京都地域包括ケア推進機構」を設置し、行政、医療、介護、福祉のさらなる連携による、高齢者を中心に据え、制度の縦割りや隙間を排除し、各関係機関が一丸となった「オール京都体制」で地域包括ケアの実現を目指す取組を推進されています。 なお、機構の主な取組として、①「在宅療養あんしん病院」への登録システムの構築、②認知症疾患医療センターの設置、③地域リハビリテーション支援センターの設置、④京都高齢者あんしんサポート企業の登録、推進や、各市町村が設置する地域包括支援センターへの伴走支援の実施等が挙げられます。 これに対し、基礎自治体である本市の京都市版地域包括ケアシステムは、本市に暮らす高齢者一人ひとりが、可能な限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、福祉をはじめ必要な支援体制を確保するとともに、京都の持つ「地域力」を生かし、高齢者を取りまくすべての関係機関と地域住民が、地域ぐるみで連携して助け合い、支え合うまちづくりを進めるという基本的な考え方のもとで、以下の取組を骨格として、推進しようとするものです。 ① 市内61箇所に設置している地域包括支援センターの機能及び体制の充実を図る。 ② 支援を必要とする高齢者の状態に応じた包括的なケアを行える体制を構築するとともに、高齢者の主体的な生きがいづくり、健康づくりの取組支援を充実する。 ③ 日常生活圏域における保健・医療・介護・福祉の関係機関が相互理解を深め、高齢者の状態に応じた適切なサービスを提供できる体制を構築する。 ④ 地域に根ざした小規模な施設・居住系サービスを重点的に整備するとともに、小規模多機能型居宅介護等の居宅サービスを着実に推進し、身近な地域で介護サービス基盤の充実を図る。

V その他の御意見・御提言

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方（案）
○ ホームヘルパーによる痰の吸引について		
・ ホームヘルパーによる痰吸引は、平成２４年４月当初から実施できるのか。	1	平成２３年６月に公布された「社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正」により、平成２４年４月１日から、一定の研修を受けたホームヘルパーを含む介護職員等が、一定の条件の下に痰吸引等の医療的ケアを実施できることになりました。 この法改正を受け、現在、京都府において、痰吸引等を実施できる介護職員等を養成するための研修が開催されています。この研修を受講し、研修終了時の試験に合格した介護職員等におきましては、平成２４年４月１日以降、一定の条件の下での痰吸引が可能となります。
○ 年金について		
・ 年金額が減っている。	1	年金制度につきましては、国において全世代の一人ひとりの安心につながるよう、検討が進められているところであります。本市におきましても、無年金者問題や低年金者問題の解決が図られるように国への要望を行っており、今後とも他の政令指定都市と連携しつつ、将来にわたって安定的な制度となるよう、引き続き働きかけてまいります。

※ 判読できなかった御意見・御提言 1件